農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第五十七条の三十一の二十九及び第五十七条の三十一の四十七第一項において同じ。）が登録申請者である場合にあっては、登録申請書（法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第五十七条の三十一の二十九において同じ。）に記載することを要しない。

（特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容及び方法）

第五十七条の三十一の二十八　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第二項第三号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定信用事業電子決済等代行業に係る行為のうち、法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

二　取り扱う特定信用事業電子決済等代行業の業務の概要

三　特定信用事業電子決済等代行業の業務の実施体制

2　前項第三号に規定する実施体制には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　特定信用事業電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のための体制

二　特定信用事業電子決済等代行業の業務（法第九十二条の五の二第二項第二号に掲げる行為のみを行おうとする場合には、特定信用事業電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に係る業務に限る。）を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行のための体制

三　特定信用事業電子決済等代行業を管理する責任者の氏名及び役職名

［条を加える。］

（登録申請書のその他の添付書類）

第五十七条の三十一の二十九　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第二項第四号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、登録申請者が銀行等である場合には、これらの書類を添付することを要しない。

一　登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　役員（法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ　役員の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ　役員が法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ⑴から⑹までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

ホ　登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面）

［条を加える。］